

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	薬局における薬歴簿保管条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・現状、薬局における薬歴簿については、薬局個店毎に保管することが義務付けられており、同一患者であっても、薬局毎に異なる薬歴簿を作成しなければならないことから、ICTを活用した患者情報の一元管理や薬局間での情報共有・活用を妨げる一因となっているものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・薬剤師法  第28条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。  3 薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・薬歴簿や患者ID等の管理の在り方について一元管理を可能とする等、柔軟性を持たせていただきたい。</p>